

子育て総合センターの名称変更について

1 名称

現在：多摩市立子育て総合センター ⇒ 変更後：多摩市子ども家庭支援センター

2 変更予定日

令和 2 年 4 月 1 日

3 子育て総合センター（子ども家庭支援センター）の変遷

平成 16 年 7 月「子ども家庭支援センター」の名称で東永山複合施設内に開設。

平成 21 年 1 月「子育て総合センター」と改称し、現在の豊ヶ丘 1 丁目（多摩幼稚園跡地）に移転。

※現在の土地は地元の方の協力で土地交換等がされており、平成 21 年移転時に地元から「総合的な子育て支援施設」という位置づけを望む声があり「子育て総合センター」となった経緯がある。

4 名称変更検討に至った経緯、現在の課題

- ・都内の区市町村における児童相談を担う機関としての一般的な名称である「子ども家庭支援センター」という機関が多摩市にないと誤解されてしまう恐れがあると同時に、市民（特に転入者）や関係機関に分かりにくい。
- ・26 市では、多摩市以外の 25 市が「子ども家庭支援センター」という名称である。
- ・多摩市議会（平成 30 年 9 月、平成 31 年 3 月 等）においても、一般的な名称である「子ども家庭支援センター」に変更を検討すべき、という意見が出されている。

5 これまでの調整事項

令和元年 7 月から 8 月にかけて、地元の方及び乞田八幡神社総代にご相談させていただき、変更については了承を得ている。

6 変更に伴う影響等

例規改正	当該条例だけではなく、関係する例規も変更の必要もある。
組織名称	組織の名称も変更となる
印刷物	子ども子育てサービスガイド、多摩市の便利な本、ふるさとマップ、ハザードマップ、各種パンフレット、他行政機関・関係機関が発行する媒体への対応 等
看板・サイン等	建物に設置している看板、多摩センター駅から当センターまでのサイン、都市計画課所管のサイン計画でのサインへの対応 等

7 変更に向けたスケジュール

令和元年 9 月：(議会) 子ども教育常任委員会で事前のご報告

令和元年 11 月：子ども子育て会議にてご報告

令和元年 12 月：(議会) 条例改正

令和 2 年 4 月：条例施行。たま広報等で市民及び関係機関に周知。看板やサイン等を順次変更

8 その他

- ・愛称である「たまっこ」については、引き続き使用する。